

議案第 3 2 号

意見の聴取について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 1 4 日

提出者 板橋区教育委員会教育長 長沼 豊

意見の聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 7 条第 2 項の規定に基づき、区長からの意見の聴取について、区長原案に同意する。

記

- 1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 4 東京都板橋区立榛名林間学園条例を廃止する条例
- 5 東京都板橋区立郷土芸能伝承館の指定管理者の指定について

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 7 条第 2 項の規定に基づき、区長からの意見の聴取について依頼があった。

議案第 87 号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 27 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 10 年板橋区条例
第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（子育て部分休暇）

第 16 条の 3 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が
満 6 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から満 12 歳に達する
日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある当該職員の子（地方公務員
の育児休業等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する子をいう。）を養
育するため、1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であ
ると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認する
ものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会
の承認を得て、区規則で定める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

職員の子育て部分休暇を定める必要がある。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成10年3月9日東京都板橋区条例第18号</p> <p>第1条～第16条の2 略 <u>(子育て部分休暇)</u></p> <p>第16条の3 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。）を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。</p> <p>2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、区規則で定める。</p> <p>以下略</p>	<p>○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成10年3月9日東京都板橋区条例第18号</p> <p>第1条～第16条の2 略</p> <p>本条追加</p> <p>以下略</p>

議案第 88 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 27 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年板橋区条例第 3 号）の一部
を次のように改正する。

第 15 条第 2 項中「規定する介護時間」の次に「、勤務時間条例第 16 条の 3 第 1 項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第 18 条の 3 第 1 項に規定する子育て部分休暇」を、「当該介護時間」の次に「、当該子育て部分休暇」を加え、同条第 3 項ただし書中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

子育て部分休暇に係る規定を加える必要がある。

職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>○職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月10日東京都板橋区条例第3号</p> <p>第1条～第14条 略 (部分休業の承認)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 勤務時間条例第15条第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第17条第1項に規定する育児時間、勤務時間条例第16条の2第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2第1項に規定する介護時間、勤務時間条例第16条の3第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の3第1項に規定する子育て部分休暇又は地方公務員法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間、当該子育て部分休暇又は当該高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく区規則の規定による育児時間、介護時間又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>以下略</p>	<p>○職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月10日東京都板橋区条例第3号</p> <p>第1条～第14条 略 (部分休業の承認)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 勤務時間条例第15条第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第17条第1項に規定する育児時間、勤務時間条例第16条の2第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2第1項に規定する介護時間_____又は地方公務員法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間_____又は当該高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく区規則の規定による育児時間又は介護時間_____の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間又は当該介護時間_____の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>以下略</p>

議案第 90 号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 12 年
板橋区条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（子育て部分休暇）

第 18 条の 3 教育委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）

が満 6 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から満 12 歳に達す
る日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある当該職員の子（地方公務
員の育児休業等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する子をいう。）を
養育するため、1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当で
あると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認す
るものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会
の承認を得て、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

幼稚園教育職員の子育て部分休暇を定める必要がある。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成12年3月10日東京都板橋区条例第30号</p>	<p>○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成12年3月10日東京都板橋区条例第30号</p>
<p>第1条～第18条の2 略 <u>(子育て部分休暇)</u></p>	<p>第1条～第18条の2 略</p>
<p>第18条の3 <u>教育委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6</u> <u>歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最</u> <u>初の3月31日までの間にある当該職員の子（地方公務員の育児休業等に関</u> <u>する法律第2条第1項に規定する子をいう。）を養育するため、1日の勤</u> <u>務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合におけ</u> <u>る休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。</u></p>	<p>本条追加</p>
<p>2 <u>子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承</u> <u>認を得て、教育委員会規則で定める。</u></p>	
<p>以下略</p>	<p>以下略</p>

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例、職員の育児休業等に関する条例及び幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例改正概要

1 改正する条例

- (1) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
- (2) 職員の育児休業等に関する条例
- (3) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

2 改正理由

子を養育する職員及び幼稚園教育職員に対して、継続的な勤務と福祉の増進を図るため、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく部分休業期間を補完し、満12歳までの子を養育する職員及び幼稚園教育職員を取得対象とする子育て部分休暇を導入することに伴い、条例を改正する。

3 改正概要

- (1) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
 - ア 任命権者は、職員及び幼稚園教育職員が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当である場合における休暇として、子育て部分休暇を承認する規定を定める（職員勤務時間条例第16条の3及び幼教勤務時間条例第18条の3関係）。
 - イ 子育て部分休暇に関する必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て板橋区規則又は板橋区教育委員会規則で定める（職員勤務時間条例第16条の3及び幼教勤務時間条例第18条の3関係）。
- (2) 職員の育児休業等に関する条例

子育て部分休暇と育児部分休業を同日に取得する際には、合計で2時間まで取得可能とする調整規定を定める（第15条関係）。

4 施行期日

令和7年4月1日

議案第 9 1 号

東京都板橋区立榛名林間学園条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立榛名林間学園条例を廃止する条例

東京都板橋区立榛名林間学園条例（平成 9 年板橋区条例第 1 9 号）は、
廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に生じたこの条例による廃止前の東京都板橋区立榛名林間学園条例（以下「旧条例」という。）第 6 条の規定による使用料、旧条例第 1 2 条の規定による原状回復の義務、旧条例第 1 3 条の規定による損害賠償の義務及び旧条例第 1 9 条の規定による利用料金については、なお従前の例による。

（提案理由）

榛名林間学園を廃止する必要がある。

議案第101号

東京都板橋区立郷土芸能伝承館の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和6年11月27日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区立郷土芸能伝承館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称及び所在地
東京都板橋区立郷土芸能伝承館
東京都板橋区徳丸六丁目29番13号
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社サンワックス
埼玉県行田市行田22番10号
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

（提案理由）

郷土芸能伝承館の指定管理者を指定する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき提出するものである。

東京都板橋区立郷土芸能伝承館の指定管理者候補団体の選定について

1 選定経過

- (1) 応募書類配布 令和6年6月15日～7月26日
- (2) 施設見学会 令和6年7月8日（参加2団体）
- (3) 募集締切 令和6年7月26日（応募2団体）
- (4) 第一次審査 令和6年8月30日

応募2団体の書類審査及び財務評価を行い、2団体を第二次審査の対象とした。なお、東京税理士会板橋支部の会員に財務状況の点検評価を委託し、財務評価の資料とした。

- (5) 第二次審査 令和6年9月9日

2団体をプレゼンテーション及び質疑応答により審査し、第一候補団体及び第二候補団体を選定した。

※ 採点集計表は次頁のとおり

2 指定する指定管理者候補団体

名称：株式会社サンワックス

所在地：埼玉県行田市行田22番10号

代表者：代表取締役 野原 治人

資本金：5,000万円

設立年月日：昭和46年2月1日

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 その他

第二候補団体として、株式会社アクト・テクニカルサポート（東京都港区赤坂四丁目1番33号）を選定した。

東京都板橋区立郷土芸能伝承館の指定管理者候補団体の選定に係る採点集計表（第二次審査）

選定項目				候補団体		
大項目	中項目	小項目	配点	A	B	
I 管理運営の妥当性 350点						
1 民間能力の活用、住民サービスの向上	①	設置目的を達成するための管理運営に係る経営方針、SDGsの理念を踏まえた区の施策との整合性	5点×5人(25点)	21	17	
	②	当該施設を取り巻く環境やニーズに対する理解・対応	5点×5人(25点)	21	17	
	③	安全配慮・危機管理対策	5点×5人(25点)	19	20	
	④	備品管理・設備保守計画	5点×5人(25点)	20	18	
	⑤	魅力ある提案内容・事業計画、利用促進策	10点×5人(50点)	42	38	
	⑥	利用者へのおもてなし、高齢者・障がい者への配慮、公平性の確保	5点×5人(25点)	19	18	
	⑦	地域・他施設との事業連携、区民・NPOとの協働	5点×5人(25点)	18	18	
	⑧	施設の有効活用、サービス向上につながる自主事業等	10点×5人(50点)	40	42	
	2 管理運営経費の節減	⑨	提案金額（価格評価点）	10点×5人(50点)	50	50
		⑩	収支計画の妥当性、利益や還元方法に対する考え方	10点×5人(50点)	42	32
II 管理運営主体の適格性 150点						
3 団体の経営方針、管理運営能力、実績・専門性等	⑪	経営方針、管理運営能力、同種施設の管理運営実績、専門性の有無	15点×5人(75点)	66	57	
	⑫	職員の雇用方針や労働環境、職員配置、研修・支援体制	5点×5人(25点)	20	18	
4 行動規範、社会的責任・貢献等	⑬	法令遵守、透明性、情報公開・個人情報保護、高齢者・障がい者雇用への取組、SDGsを踏まえた取組、キャリア教育、環境への配慮等	5点×5人(25点)	21	19	
	⑭	区内経済への貢献（区内事業者への発注、区内の雇用拡大）	5点×5人(25点)	15	15	
計			100点×5人(500点)	414	379	
【区内事業者に対する加点】 ・区内事業者または区内事業者のみで構成された共同事業体の場合：5%（計×1.05） ・一部の構成員を区内事業者とする共同事業体の場合：2.5%（計×1.025）						
				順位	1	2

委員所見（1位とした団体の評価できる点）

- ・提案の内容に加え、伝承館の運営について専門的かつ積極的に取り組む姿勢が見受けられる。
- ・指定管理の複数実績があり、着実に実績を積み重ねている。
- ・今後の旧粕谷家住宅の活用について期待がもてる。